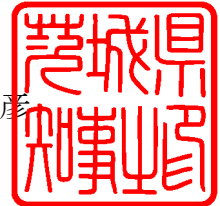


中 企 第 2 2 2 号
令 和 8 年 5 月 2 7 日

有限会社オカヤス
代表取締役 岡安 洋 殿

茨城県知事 大井川 和彦



大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により令和7年11月14日に届出のあった大規模小売店舗については、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定に基づき通知します。

なお、同条第5項の規定により、同法第6条第4項の規定は適用されませんので、申し添えます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
クスリのアオキ下辺見店
所在地
古河市下辺見字長町2439番地 外
- 2 届出年月日
令和7年11月14日